

# 地域密着型通所介護重要事項説明書

〈令和 年 月 日〉

## 1. 岩手高齢協すずらん(以下すずらん)が提供するサービスについての相談窓口

電話：0192-22-7221(8:30～17:30まで)

担当：坂本 華奈子、千葉 三和子

\* ご不明な点は、お気軽に担当者までお問合せください。

## 2. すずらんの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	岩手高齢協 すずらん
所在地	岩手県陸前高田市米崎町字和野 66-4
介護保険指定番号	0370300204号
その他サービス	指定訪問介護（岩手県0370300204号）
対象地域	陸前高田市にお住まいの方

### (2) すずらんの職員体制

		※それぞれ有資格者を配置しております。
管理者	1名	
生活相談員	1名以上	
看護職員(機能訓練指導員)	1名以上	
事務職員	1名以上	
介護職員	1名以上	
調理員	1名	

### (3) すずらんの概要

イ) 定員…14名

ロ) 機能訓練室、静養室、相談室、事務室…各1室

ハ) 浴室…一般浴(家庭浴)

ニ) 送迎車…4台

### (4) 営業時間

イ) 月曜～土曜日 (8:30～17:30)

ロ) 緊急連絡番号…①0192-22-7221 ②019-653-5830

### (5) 休業日：日曜日(転送電話にて、電話対応は致します。)

## 3. サービス内容

(1) 送迎(基本料金に含まれる)

(2) 入浴介助

(3) 生活相談、家族への支援

(4) 日常動作訓練

(5) 食事

- (6)レクリエーション
- (7)健康チェック

#### 4. 利用時間・料金

**利用時間** 9:00～16:15(7時間以上8時間未満)

※体調不良等での早退する場合などには、上記の利用時間より短くなることもあります。

※災害時、注意報警報発令時にも、上記の利用時間ではなくなることもあります。

※家族等の要望により、延長等のご利用でも対応をしております。職員配置の都合上、事前にご連絡お願い致します。

**利用料金** 介護度により利用料が変わります。(以下参照)

要介護度	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	890円	1,780円	2,670円
要介護3	1,032円	2,064円	3,096円
要介護4	1,172円	2,344円	3,516円
要介護5	1,312円	2,624円	3,936円

#### 加算項目

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
入浴加算(I)	40円/日	80円/日	120円/日
サービス提供体制加算(I)	22円/日	44円/日	66円/日
科学的介護推進体制	40円/月	80円/月	120円/月
ADL維持等加算(I)	30円/月	60円/月	90円/月

介護職員等処遇改善加算I : 一ヶ月の料金の合計金額の9.2%

#### 昼食用(おやつ代含)

1食:700円

※当日午前7時半までにお休みのご連絡がない場合には、料金が発生いたします。

#### 諸費用

(1) おむつ代

リハビリパンツ…80円 紙オムツ(テープ止めタイプ)…100円

(2) 尿取りパット代

大…35円 小…20円

(3) 後日返却頂いた場合には、料金は発生いたしません。

## キャンセルやお休み

※緊急の場合を除いては、準備の都合上前日の 5 時までにご連絡ください。

### (4) 支払方法

毎月、15 日前後に前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。お支払いの方法は、銀行口座自動引き落とし、ゆうちょ銀行振り込み、現金支払の中からご契約の際に選べます。

## 5. サービスの利用方法

(1) サービスの提供依頼を受けた後、契約を結び、地域密着型通所介護計画書を作成し、サービス提供を開始します。尚、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用にあたって

- イ) 男性介護職員…なし
- ロ) 時間延長…可(時間帯により延長加算されます)
- ハ) 従業員への研修会の実施…年 1 回以上実施
- ニ) サービスマニュアル…あり

(3) サービス利用にあたっての留意点

イ) 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会を侵害してはならない。

ロ) 利用者は、事業所の設備、備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

ハ) 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

ニ) 送迎時間の連絡…変更がある場合は、当日午前 7 時半までにご連絡下さい。道路状況等により、送迎時間が遅れる場合は、随時ご連絡いたします。

ホ) 体調不良等によるサービスの中止・変更…体調確認後、やむを得ずサービスを中止する場合には、ご家族にご連絡いたします。

ヘ) 食事のキャンセル…準備の都合がありますので当日午前 7 時半まで職員にお話しください。時間変更のある場合も同様にご連絡ください。

ト) 利用者間での物品のやり取りは禁止させていただきます。

チ) 37.5℃以上の熱がある場合は、利用を中止とし、家族への連絡をさせていただきます。

リ) 感染症等に家族、本人が感染した場合には、速やかに事業所へのご連絡をお願い致します。

又) 昼食について…準備の都合がありますので、当日午前 7 時半までに職員までお知らせをお願いします。利用時間の変更がある場合には、当日午前 7 時半までにご連絡をお願いします。

※体調不良等により帰宅する場合でも、昼食代はお支払い頂きます。

- ル) 台風、津波、地震等の注意報、警報等が発令された場合は、利用中止や利用時間の短縮する場合があります。その場合は、当事業所より、御家族又は緊急連絡先へ御連絡いたします。
- ヲ) 身体拘束に関して…原則、身体拘束はしない。危険が生じた場合にはその限りではありません。ただし、本人、家族等との意向確認、相談を密に行いながら対応してまいります。

## 6. すずらんのデイサービスの特徴等

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。「1日1日を楽しく」「家庭的な雰囲気大切に」「寝たきりにしない、ならない元気な高齢者をもっと元気に」を基本理念とし、サービスの質の向上に努め、誠心誠意でサービスの提供を行い、概ね6カ月に1回、地域推進会議を開催しています。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、御家族主治医、救急隊、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。状況により、救急隊への連絡が優先になる場合もあります。

主治医	医療機関名		
	主治医氏名		
	連絡先		
御家族	氏名		
	連絡先		

## 8. 事故発生時の対応及び賠償責任

事故があった場合はその旨を利用者や市町村、関係している居宅介護支援事業所へ連絡をします。事業者はサービス事業の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 9. 非常災害対策

- ・災害時の対応…迅速判断、避難、地元消防団への協力依頼をしております。
- ・避難場所…米崎町 和野会館
- ・防災設備…消火器2箇所、非常警報器具、誘導灯
- ・防災訓練…年2回(5月・9月)※地域の皆さんと一緒に実施しております。
- ・防火責任者…千葉 三和子

## 10. サービス内容に関する苦情

### (1) すずらんご利用者相談・苦情担当

担当：センター長 村上 修、所長 坂本 華奈子

電話：0192-22-7221

※すずらん以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

陸前高田市役所（介護保険係） : 0192-54-2111

国民健康保険団体連合会（介護保険課） : 019-623-4321

## 11. 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

イ) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

ロ) 成年後見制度の利用支援

ハ) 苦情解決体制の整備

ニ) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

ホ) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

ヘ) 虐待の防止のための指針の整備

ト) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 12. 感染症等の防止

事業所において感染症が発生、または蔓延しないように次に掲げる対策を講じます。

(1) 感染症に関する担当を設置

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について重症者に周知徹底します。

(3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

(4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 事業継続計画の策定

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する通所介護の再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、計画に沿って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、事業継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に事業継続計画を見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

## 14. 当法人の概要

名称：岩手県高齢者福祉生活協同組合

法人種別：消費生活協同組合法人  
代表者役職・氏名：理事長 長山恵子  
本部所在地・電話番号：岩手県盛岡市茶畑 2-21-15  
事業所数等：訪問介護事業所 2ヶ所  
居宅介護支援事業所 1ヶ所  
地域密着型通所介護事業所 1ヶ所  
指定認知症対応型共同生活介護事業所 2ヶ所

## 15. 第三者評価について

当事業所では、第三者評価は受けておりません。ただし、岩手県が毎年度、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定しております。その計画に基づき、事業所の報告や調査を行っております。

## 16. その他

令和 年 月 日

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約および本文書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

(事業者)

所在地 陸前高田市米崎町字和野66-4  
名称 岩手高齢協 すずらん  
説明者 所属 地域密着型通所介護事業所  
氏名 坂本 華奈子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定通所介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所 陸前高田市米崎町字松峰 59-18

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

ご本人との関係( )